

新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係—企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合

Issue 176, June 9, 2021

In brief

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大防止の一環として、政府は新型コロナワクチンの職域接種を認める方針を決定する(2021年6月1日の内閣官房長官記者会見)等、企業による感染予防対策を積極的に進めています。内閣官房のウェブサイトで公表しているCOVID-19の業種別対策のうち、「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」では、オフィス内のマスク着用や、消毒液、空調設備や加湿器の使用、テレワークにおける作業環境整備を推奨しています。

以上のガイドライン等を踏まえて、「企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い」が、2021年5月31日に「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」に追加され、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」も更新されました。

In detail

1. 所得税の取扱い

感染予防対策として、従業員が負担した以下のような費用の支給について、業務のために通常必要な費用を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与課税の対象とならないことが明らかにされました。また、業務のために通常必要な費用以外の費用や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となることが明らかにされています。

- 1) マスク、石鹼、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費
- 2) 従業員の自宅に設置する間仕切り、カーテン、椅子、机、空気清浄機などの備品の購入費
- 3) 感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など
- 4) PCR検査費用、室内消毒の外部への委託費用など

なお、2)の従業員の在宅勤務の環境整備のための費用の支給については、給与課税の対象とならないのは、物品等の所有権が企業にある場合(従業員が購入した時)、または企業が所有する物品等を従業員に貸与(注)する場合に限られ、企業が従業員に環境整備に係る物品等を支給した場合(その物品等の所有権が従業員に移転する場合)には、従業員に対する現物給与として課税されます。

(注)企業が従業員に専ら業務に使用する目的で物品等を「支給」の形で配付し、その配付を受けた物品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却を要する場合も、「貸与」とみなされます(「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」問3)。

2. 法人税の取扱い

上記の費用の支給に係る企業の法人税の課税関係については、原則として、消耗品費、旅費交通費等や給与として損金算入されます。

【参考情報】国税庁ウェブサイト

・企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い[令和3年5月31日追加]

<https://www.nta.go.jp/taxes/shirabaru/kansensho/faq/04.htm#q4-9-5>

・在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

パートナー

鬼頭 朱実

ディレクター

荒井 優美子

ディレクター

小原 一博

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.